

いじめ問題に関する緊急連絡会議

1 趣 旨

奈良県教育委員会が作成した「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」を活用して、いじめの早期発見の方途及び、警察をはじめとした関係機関と連携したいじめ問題への適切かつ迅速な対応の在り方について研修を行う。

2 主 催

奈良県教育委員会

3 日 時

平成24年12月20日（木）13:00～17:00（2部構成）

4 会 場

奈良県立教育研究所 大講座室
奈良県磯城郡田原本町秦庄22-1

5 参加者

- ・各市町村教育委員会事務局生徒指導担当者 1名
 - ・各小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校及び高等専門学校の管理職又は生徒指導担当者 1名
- 合計約430名

6 内 容

奈良県警察本部生活安全部少年課課長補佐より講演

演題：「いじめ問題の連携の在り方について」

奈良県教育委員会事務局生徒指導支援室長より講演

演題：「いじめ問題への対応の在り方について」

日本生徒指導学会 会長 森田洋司 氏より講演

演題：「いじめ対応の基本を、今、改めて問い直す
～同じ悲劇を繰り返さないために～」



7 緊急連絡会議の様子

警察本部生活安全部少年課課長補佐からは、従来から児童生徒の非行や問題行動及び犯罪被害の防止並びに安全確保に関して「学校と警察との連絡制度」があり連携を図っているが、いじめと認知した場合においても警察に相談をしてもらいたいと参加者に訴えた。

また、生徒指導支援室長からは、「いじめはどこでも、誰にでも起こるという原点に立ち返って対応してほしい」と呼び掛け、完成した「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」を用いながら警察等との連携、深刻ないじめは認知後24時間以内の対策会議設置、経過を振り返ることができる記録の徹底などを参加者に求めた。さらに、日本生徒指導学会会長の森田洋司先生から「教員が気付いて関われば、ほとんどのいじめは抑制できる。教員は信念をもって対応してほしい」と話され、参加者は熱心に聞き入っていた。

8 今後の取組

各校において、「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」を用いた校内研修会を実施し、研修の状況について回答を求める予定。なお、校内研修会には要請を受けて県教委指導主事の派遣を行う。

学校名 _____

「いじめ問題に関する緊急連絡会議」(平成24年12月20日)以降に、貴校で実施されたいじめに関する研修の状況についてお答えください。

回答は、ファクシミリ又は電子メールにて、下記宛て送付願います。

なお、質問等については、必要に応じて生徒指導支援室から回答させていただきます。

1 実施日

平成_____年_____月_____日

2 研修形式

講義形式 ディスカッション形式 ロールプレイング形式

その他(_____) 具体的に記入ください。

3 研修会において参加者から出された質問や意見について

(1) 研修会で出されたいじめ問題への対応方法等についての質問

(2) 研修会で出されたいじめ問題への対応方法等についての意見

(3) 自校教員が抱えるいじめ問題の解決方法等に関する質問

(4) その他

アンケートへの御協力ありがとうございました。

奈良県教育委員会事務局生徒指導支援室生徒指導第一係

Tel 0742-27-5435 Fax 0742-27-1021

E-mail seitoshidou@office.pref.nara.lg.jp

いじめを許さない学校づくりのための6つの取組

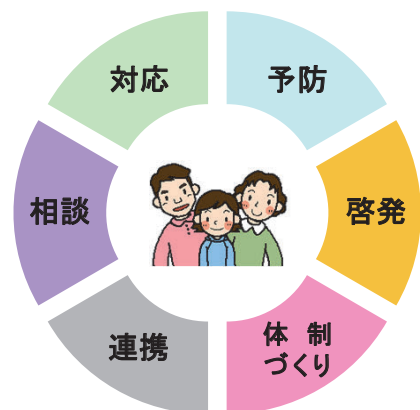
いじめから子どもを守り抜くために、

いじめの兆候を見逃さない

とともに、全教職員が一丸となって、

予防 啓発 体制づくり 連携 相談 対応

の6つの取組を進めましょう。



予 防

- ・教職員一人一人が、道徳の時間や学級（ホームルーム）活動はもちろんのこと、全ての教育活動を通じて、子ども同士の心の結びつきを深め、社会性や互いの違いを認め合う心を育み、いじめを許さない学校づくりを行う。
- ・様々な方法を用いて、いじめの把握に努める。
 - 年1回以上のいじめに関するアンケート調査の実施
 - 人間関係が深まっていじめが起きやすい、2学期（後期）当初の個人面談や家庭訪問の実施
 - 「個人別生活カード」等の活用

啓 発

- ・保護者や地域の方々といじめの問題について協議するとともに、学校におけるいじめへの対応方針や、指導計画等を公表し、理解と協力を得るように努める。

体制づくり

- ・職員会議や職員研修の中で、いじめの問題について定期的に取り上げ、教職員間で共通理解を図るとともに、いじめに関する情報について全教職員で情報共有を図る。
- ・いじめを認知した際の、役割分担や対応手順を明確化しておく。



連 携

- ・家庭訪問や三者懇談、保護者会、学校だより（学級通信）の発行等を通じて、平素から保護者との信頼関係を築く。
- ・警察署、学校評議員、地域の方々との会議や会合を開催し、いじめへの対応に協力を得るために、平素から連携を密にしておく。

相 談

- ・子どもがいじめ等の学校生活に関する相談ができるよう、校内組織を整備し、教育相談体制の充実を図るとともに、子どもと強い信頼関係を築いていく。



対 応

中ページ参照

いじめに適切に対応するために再確認したいこと

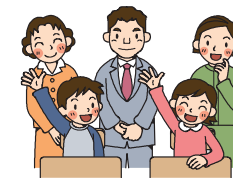
いじめの特徴について ～「いじめを、いじめとして認識する」ために～

いじめの早期発見のためには、いじめの特徴を踏まえ、「いじめを、いじめとして認識すること」が大切です。

- ・多数の加害者が少数の被害者をいじめるという、逆三角形の構図で行われることが多い。
- ・被害者と加害者の立場が逆転することがある。
- ・集団から異質なものを排除し、孤立させようとする傾向がある。
- ・プロレスごっこのように、ゲームや遊びを装って行われることがある。
- ・「～をしたから悪い。」「～だから仕方ない。」というように、いじめられる理由づけをして、いじめを正当化することがある。
- ・暴力行為や不登校という形で現れることがある。

子どもとの関わりについて ～相談しやすい教職員であるために～

いじめられている子どもは、心配をかけたくないという思いや、集団からの孤立や仕返しを恐れる思いから、教職員や保護者にいじめられていると訴えることが難しいものです。いじめの早期発見のためには、日頃からの子どもとの関わりが大切です。



子どもと信頼関係を築いておく
普段からの声かけ、相談への真摯な対応 等

子どもが相談しやすい環境づくりをする
話しかけやすい態度、話しかけやすい機会 等

子どもと触れ合う時間をもつ
休憩時間、清掃時間、学級（ホームルーム）活動 等

子どもの友人関係を把握しておく
教育相談、各種調査 等

子どもの様子をしっかりと観察し、
変化を見逃さない

いじめ問題の相談窓口

- 24時間いじめ相談ダイヤル 0570-0-78310
- あすなろダイヤル 0744-34-5560
- こどもの人権110番 0120-007-110
- 奈良いのちの電話 0742-35-1000
- ヤング・いじめ110番 0742-22-0110（少年サポートセンター）
0744-27-4544（中南和少年サポートセンター）
- 悩み なら メール soudan@soudan-nara-mail.jp

「いじめ早期対応マニュアル」策定委員（敬称略）

座長 大阪樟蔭女子大学前学長 森田 洋司	委員 県地域振興部文化・教育課長 福井 義尚
委員 日本生徒指導学会会長	委員 県警察本部生活安全部少年課長 阪本 義文
委員 天理大学教授・臨床心理士 千原 雅代	委員 県教育委員会事務局生徒指導支援室長 沼田 守弘

いじめ早期発見・早期対応マニュアル

いじめは決して許されないことであり、
どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものです

いじめの萌芽に気付きましょう ～普段と違った様子・行動に気を付けて～

登下校時

- ・登校を渋る
- ・他の子の荷物を持っている
- ・持ち物や衣服が汚れている
- ・表情がさえない

授 業 中

- ・冷やかされる
- ・授業を抜け出す
- ・おどおどした態度をとる
- ・ボーッとする

休み時間

- ・一人で過ごすことが増える
- ・よく教室外に出て行く
- ・よく職員室や保健室に行く
- ・他学級の友人と過ごす

昼 食 時

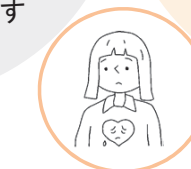
- ・食事が減る（食べない）
- ・一人で昼食を食べる
- ・自教室で昼食を食べない
- ・一緒に昼食を食べる友人が変わる

持 ち 物

- ・靴や持ち物がなくなる
- ・持ち物等に落書きをされたり、壊されたりする
- ・教科書等が破れている
- ・頻繁にお金を持ち出す

身体の変化

- ・食欲がなくなる
- ・顔や身体にあざがある
- ・腹痛・頭痛・下痢・脱毛等の症状が現れる



教職員が「大丈夫」と即断してはいけません

悪ふざけやケンカ、被害者の思い込み、被害者にも問題があるから仕方ない 等

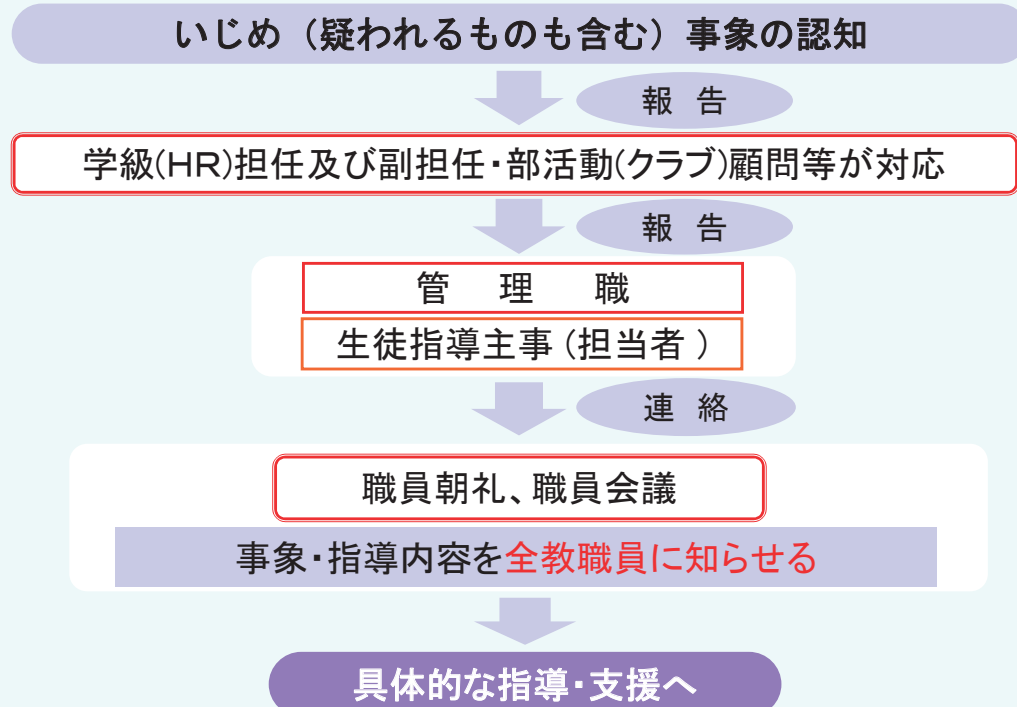
いじめと真正面から向き合きましょう

- 常にいじめを意識・点検（定期的なアンケート調査・個人面談・家庭訪問等の実施）
- 被害者の訴えを共感的に受理
- 情報提供については真摯に享受
- 事象には迅速かつ組織的に対応
- 指導内容の記録を徹底（個人別生活カード等の作成・記入）

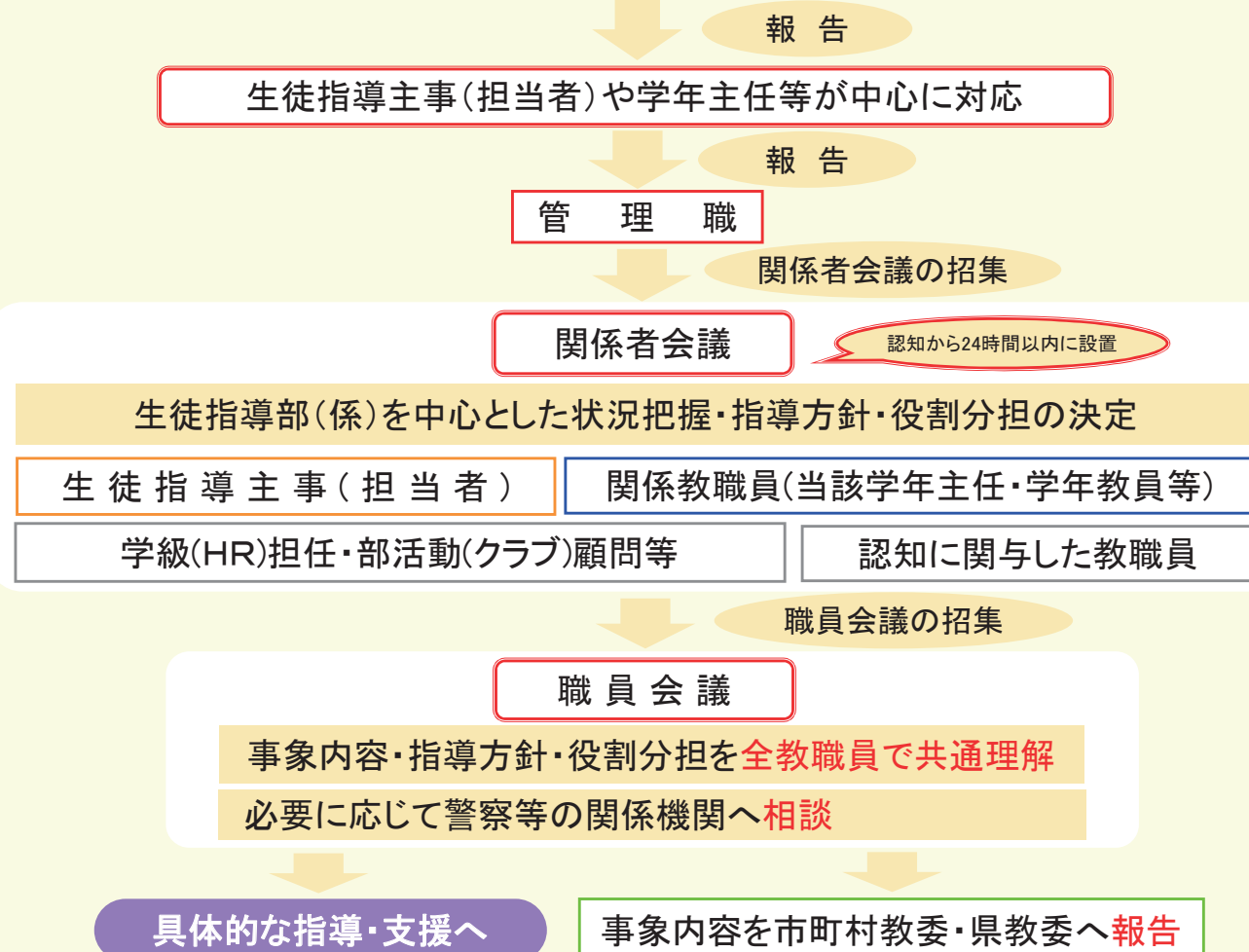


いじめ早期対応の手法

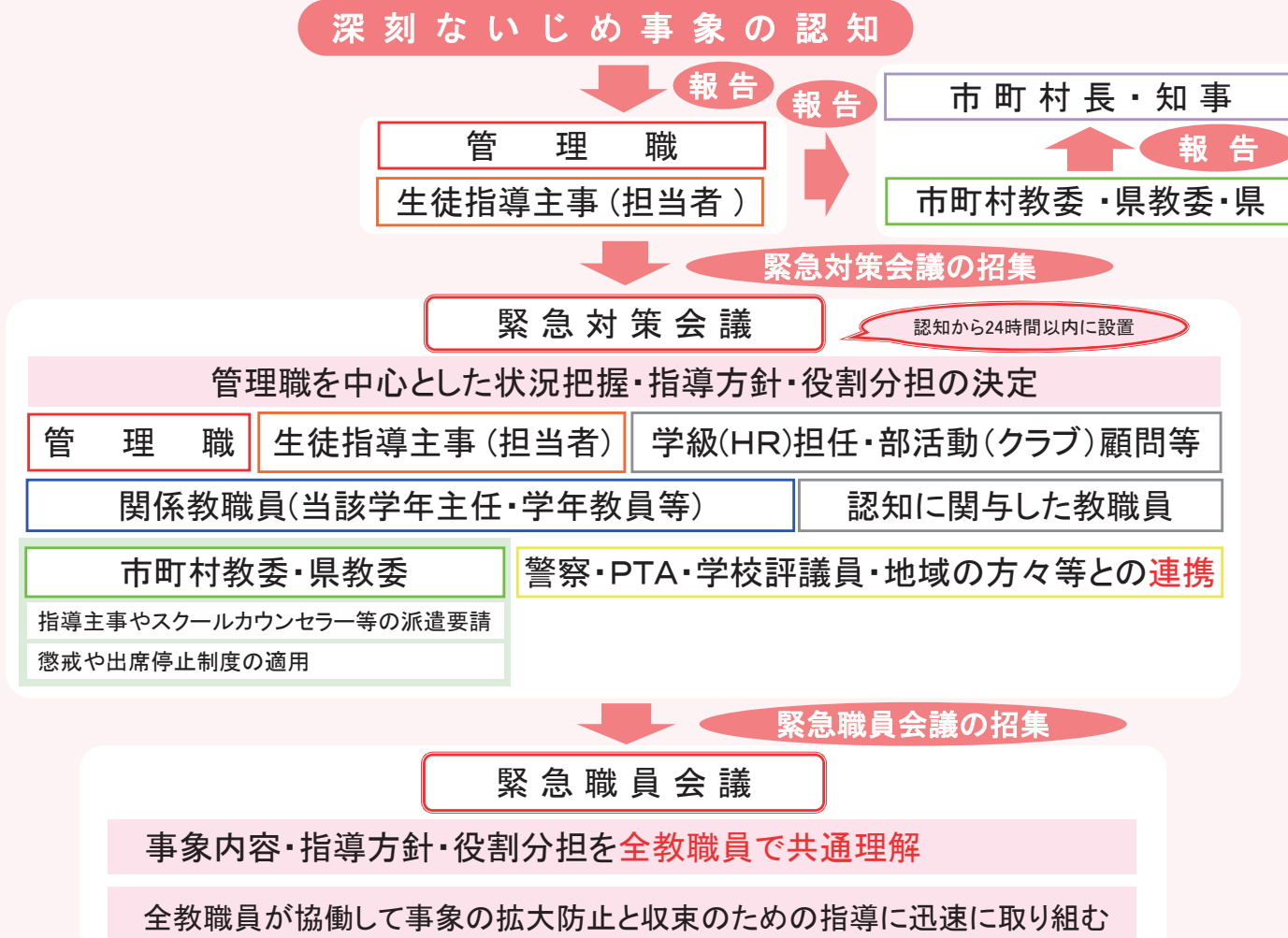
学校内で解決を目指す事象



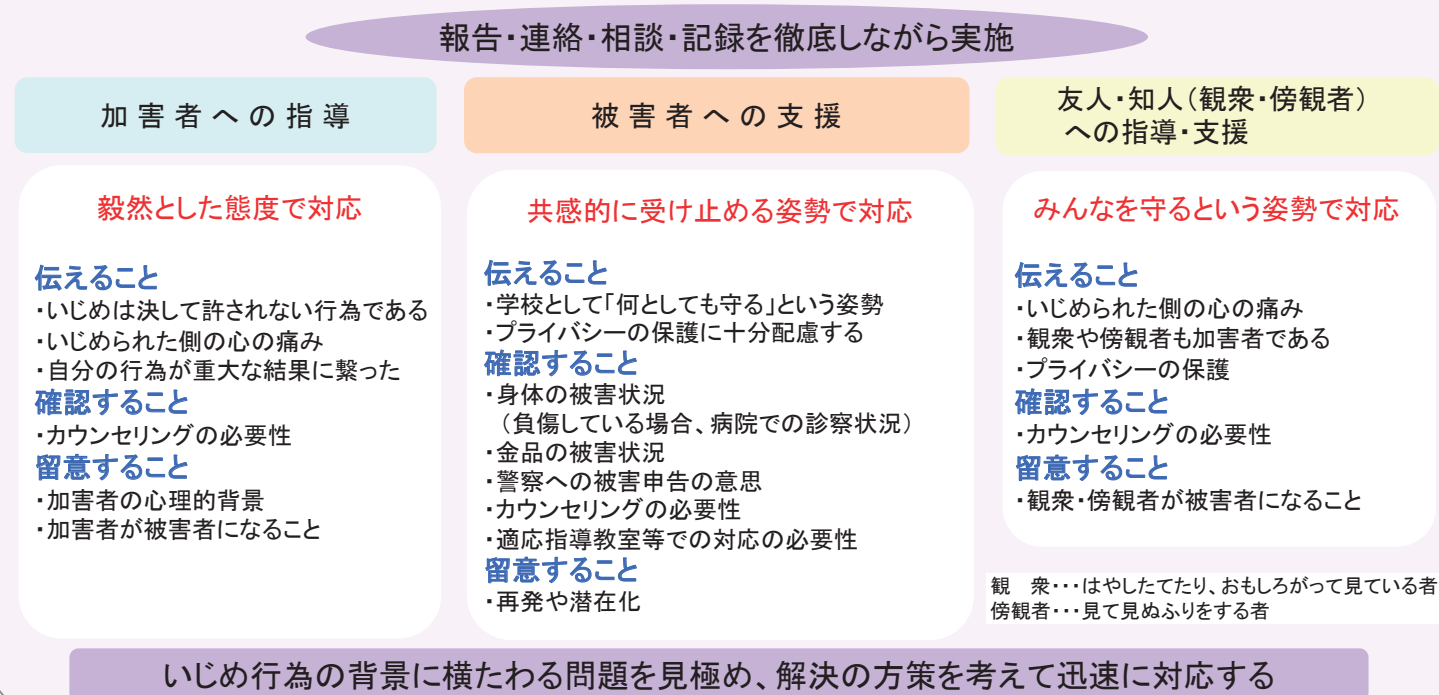
対応が複雑又は困難であると考えられるいじめ事象の認知



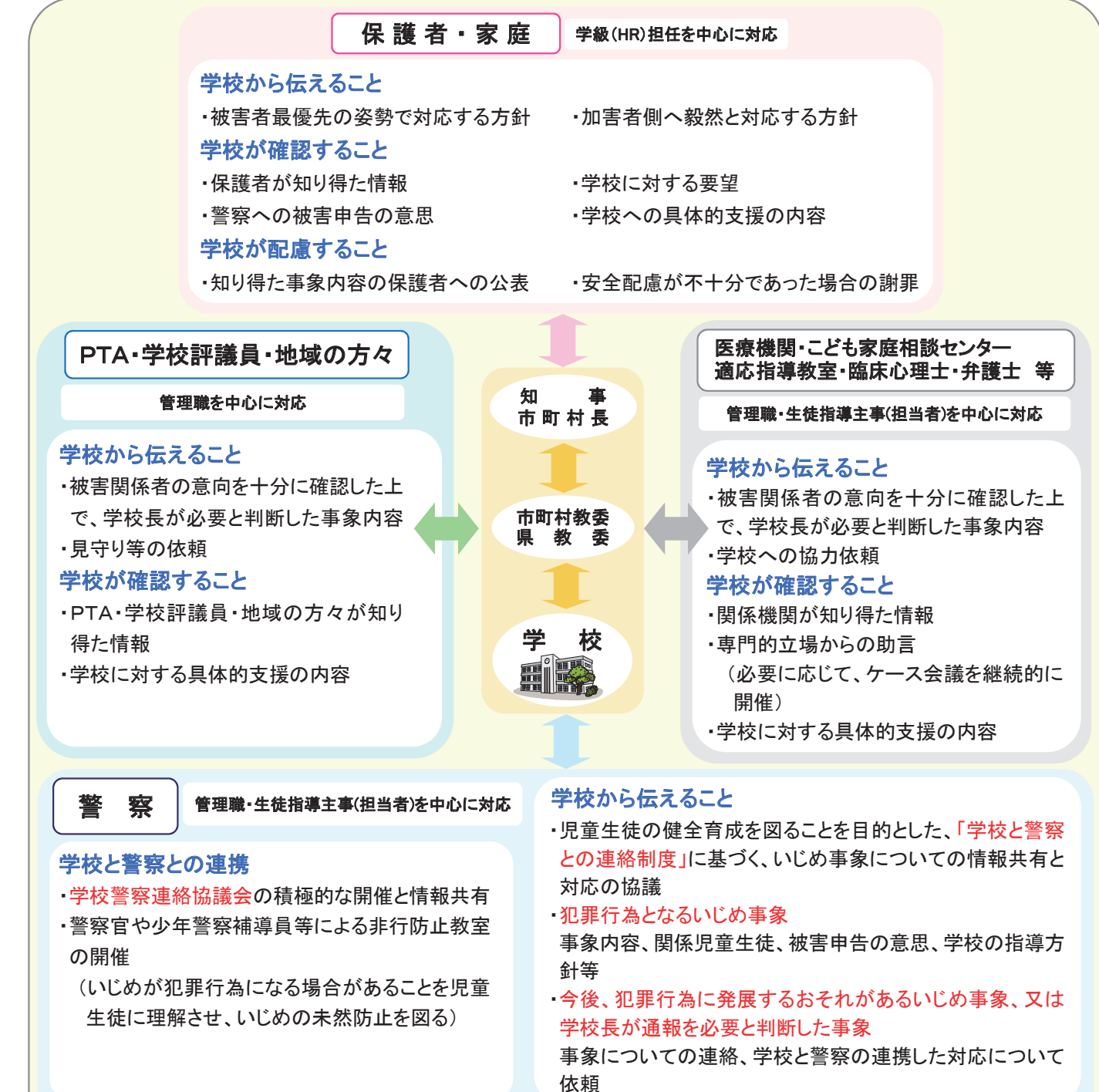
学校内だけでは解決が困難な事象



具体的な指導・支援



保護者・関係機関との連携



いじめと犯罪は地続き

暴行や脅迫を用いて、わいせつな行為をする (13歳未満は、暴行や脅迫がなくても該当)	強制わいせつ罪 刑法176条
水や泥をかける 叩く 殴る 蹴る 小突く 物をぶつける 胸ぐらをつかむ 押し倒す 髪の毛を引っ張る/切る つねる フロレスごっこ等の強要	暴行罪 刑法208条
上記の行為等により、けがを負わず 火を押しつける	傷害罪 刑法204条
言葉や文書やメール等で、身体や財産に危害を加えると脅す	脅迫罪 刑法222条
性的行為を強要する 裸になることを強要する	強要罪 刑法223条
インターネット上や黒板等において、実名を挙げて中傷する	名誉毀損罪・侮辱罪 刑法230条・231条
他人の持ち物を盗む 自分の欲しい物を、他人に盗ませる	窃盗罪 刑法235条
金銭や物品を要求する	恐喝罪 刑法249条
持ち物を壊す 捨てる 落書きする 服を破る (物の形状が元に戻らない程度)	器物損壊罪 刑法261条
裸の姿を携帯電話やカメラで撮影する 裸の写真をメールで送信する/インターネット上に掲載する	児童買春・児童ポルノ禁止法